

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から41年5月まで
② 昭和41年12月から42年3月まで

私は、申立期間当時、A市町村のアパートに住み、B事業所に勤務していた。途中で会社がC市町村に移転したので電車通勤していた期間もあった。合計で1年半程度勤務したと記憶しているのに、厚生年金保険の記録が6か月となっていることが納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における雇用保険被保険者記録によると、申立人は昭和41年6月1日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同年12月26日に喪失したと記録されているが、これは、社会保険庁の記録による厚生年金保険の被保険者期間である41年6月1日から同年12月26日とほぼ一致する。

また、当時の事務担当者である同僚は、「申立人が勤務していたことは間違いないが、勤務期間は半年程度であったと思う。厚生年金保険の手続は適正に処理されていたと思う。」と供述し、他の同僚4人は「申立人を記憶していない。自分の厚生年金保険の記録は間違っていない。」と供述していることから、事業主が社会保険庁の記録どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主への照会に対する回答も得られないため、申立人がすべての申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。